

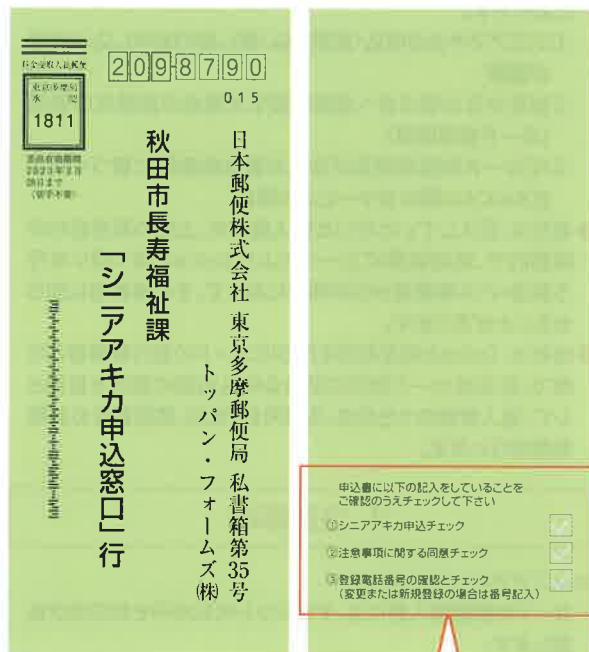


シニアアキカ 申込②

『シニアアキカ利用申込書』を記入したら、同封の返信用封筒に入れて、郵送ください。

- 封をする前に、3点確認のうえ してください。
- 申込書以外のものは、同封しないでください。

返信用封筒



- 申込書に以下の記入をしていることをご確認のうえチェックして下さい
- ①シニアアキカ申込チェック
 - ②注意事項に関する同意チェック
 - ③登録電話番号の確認とチェック (変更または新規登録の場合は番号記入)

申込書に以下の記入をしていることをご確認のうえチェックして下さい

- ①シニアアキカ申込チェック
- ②注意事項に関する同意チェック
- ③登録電話番号の確認とチェック (変更または新規登録の場合は番号記入)

注意事項

- 『シニアアキカ』は、2022年(令和4年)10月1日からご利用いただけます。



シニアアキカ

2022年(令和4年)
10月1日から

- 『コインバス資格証明書』でご乗車いただけるのは、2023年(令和5年)3月31日までです。



コインバス資格証明書

2023年(令和5年)
3月31日まで

- 2023年(令和5年)4月1日からは、1回100円でご乗車いただくには『シニアアキカ』が必要です。『シニアアキカ』のお届けまで時間がかかりますので、お早めにお申込みください。

お問い合わせ先

- 秋田市高齢者コインバス事業
シニアアキカ コールセンター

電話 **018-872-0622**

受付時間 8:30~17:15

※土・日曜日、祝日を除きます。※通話料金が掛かります。
※お問い合わせの時は、ご案内状の右上に記載のお問い合わせ番号をお伝えください。

- 動画でのご案内

このチラシ内容を動画でご覧いただけます

秋田市高齢者コインバス事業 **検索**



秋田市高齢者コインバス事業

実施方法が 変わります



旧カード



秋田市では、満65歳以上の高齢者が市内の路線バスおよびマイタウンバスを1乗車につき100円で利用できる「高齢者コインバス事業」を行っています。
バス事業者による地域連携ICカード導入に伴い、高齢者コインバス事業の実施方法が「コインバス資格証明書」から高齢者コインバス事業専用ICカード『シニアアキカ』に変わります。

昭和32年10月1日までに生まれたかたへ、「シニアアキカ」のご案内書と申込書をお送りします。
このチラシをお読みのうえ、お申込みください。



シニアアキカ 申込①

申込書の書き方

秋田市高齢者コインバス事業
シニアアキカ利用申込書

整理番号 CA1234567890

氏名	秋田 太郎	性別
生年月日 (西暦)	19XX年XX月XX日	男
電話番号	XXXXXXXXXXXX	



シニアアキカを
使ってラクラク
お出かけ

申込日と、下記①～③の太枠内をご記入・ご確認ください。

申込年月日 令和 年 月 日

申込年月日を記入してください。

1 シニアアキカのお申込 チェック欄

私は、シニアアキカを申込みします

1 の申込欄にチェックしてください。

2 同封の「シニアアキカ個人情報等の取扱い」
および「注意事項」に関する同意 チェック欄

確認しました。同意のうえ申込みします

2 は、右の「シニアアキカの個人情報等の取扱い」と「注意事項」を読んだうえでチェックしてください。

3 登録する電話番号の確認 チェック欄(上)

上記に印字された電話番号で申込みします

3 電話番号のチェック欄が2か所あります。

■上記電話番号が「登録なし」となっている方・電話番号を変更したい方は、
下の枠にご記入のうえ、隣のチェック欄にチェックください。 チェック欄(下)

8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	<input checked="" type="checkbox"/>
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------------------------------

- ◆シニアアキカの発行には電話番号が必要です。
- ◆事前に電話番号を登録されている方には登録電話番号を、登録されていない方には「登録なし」と事前印字しています。
- ◆事前に印字されている電話番号で登録する場合は、チェック欄(上)にチェックしてください。
- ◆電話番号を変更したい方・新たに電話番号を登録される方は、枠内に電話番号を記入のうえ、チェック欄(下)にチェックしてください。
- ◆登録電話番号はシニアアキカ発行後に、秋田中央交通株式会社の取扱窓口で変更することができます。

■左詰めで、1枠に1桁ずつ、ハイフンなしで記入ください

(固定電話の場合は、枠が1つ余ります)。

■電話番号なしではシニアアキカを発行できません。

■チェックがない場合は無効となります。

■2か所ともチェックがある場合は、記入された電話番号を登録します。

■登録電話番号はシニアアキカ発行後に、秋田中央交通株式会社の取扱窓口で変更することができます。

シニアアキカは秋田中央交通株式会社が発行する地域連携ICカードとなります。シニアアキカのお申込みについての個人情報等の取扱いは秋田中央交通株式会社にて以下のように定めております。

1. シニアアキカの個人情報等の取扱い

- ◆シニアアキカに関して記入していただいた個人情報は東日本旅客鉄道株式会社(=JR東日本)及び秋田中央交通(=当社)にて管理します。
- ◆お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
 - ①シニアアキカの申込・変更・払い戻し等のお申し込み内容の確認
 - ②当社からお客さまへ連絡を要する場合の連絡先の確認(カード拾得時等)
 - ③ICカード取扱規則及び当社の運送約款等に基づく記名式AkiCAに関わるサービスの実施
- ◆当社は、記入していただいた個人情報を、上記の利用目的の範囲内で、地域連携ICカードおよびSuicaの取り扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。
- ◆当社は、Suicaと相互利用を行うICカードの発行事業者との間で、記名式カード発売に関わる申込内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行います。

2. 注意事項

- ◆シニアアキカ時の申込時
 - カードの新規購入時には、デポジット代500円を秋田市が負担します。
 - チャージは現金のみのお支払いとなります。
 - 記名人以外が使用してはなりません。記名人以外が使用した場合は、不正使用として当社の定めるところにより処理します。
 - カード内には氏名等の情報は登録されますが、券面に氏名等は印字されません。
- ※氏名の印字は、JR東日本のSuica取り扱い駅(Suicaエリア内にある駅またはJR東日本の新幹線停車駅)に設置の券売機またはみどりの窓口にて可能です。氏名の印字をご希望のお客さまは、必要に応じてJR東日本の駅窓口(秋田駅等)にお申し出ください。
- シニアアキカ再発行は、秋田中央交通株式会社の取扱窓口のみで取り扱います。